

藤枝市農業委員会 令和8年1月総会議事録

- 1 総会日 令和8年1月20日
- 2 総会場所 葉梨地区交流センター 研修室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

〈議事日程〉

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地の形状変更届について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

(4) 議 事

議案第1号 許可後の事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請に対する交付について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

4 出席農業委員

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 西形 彰 | 2番 瀧下 貞一郎 | 3番 池野 知司 |
| 4番 前島 豊 | 5番 松村 節生 | 6番 臼井 郁夫 |
| 7番 海老名 正和 | 8番 松浦 久美子 | 9番 山川 智己 |
| 10番 岡村 政子 | 11番 大畑 富久 | 12番 森田 ふさ子 |
| 14番 石橋 正敏 | 15番 田森 喜治 | 16番 熊切 朝男 |
| 17番 杉村 金光 | | |

(推進委員12名出席)

5 欠席委員

13番 上山 優 推進委員 鈴木 主馬 推進委員 中村 銀樹

6 出席職員

局長 永井 克俊 主幹 渋谷 香里
主幹 永田 祐加 主任主査 黒滝 一 主事 山口 晏侍

7 説明のため出席した者

なし

13:00～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

それでは本日の欠席者は、農業委員会の上山優委員と農地利用最適化推進委員の鈴木主馬委員と中村銀樹委員の3名です。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは会長よろしく申し上げます。

13:00

議長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和8年1月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

9番 山川 智己 委員

11番 大畑 富久 委員

の両名を指名します。

【報告】

議長 それでは、報告案件の報告第1号から第6号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議長 それでは、5ページの報告第2号「農地の形状変更届けについて」地区の代表委員から説明をお願いします。

議長 9番・10番について葉梨地区の代表委員から説明をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

- 議 長 11番について西益津地区の代表委員から説明をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)
- 議 長 12番・13番について青島地区の代表委員から説明をお願いします。
(青島地区 委員 説明)
- 議 長 それでは、以上の報告事項について、ご意見、ご質問等はありませんか？
委 員 9番を説明させていただいたのですが、葉梨で10番の説明がまだされていなかった
ので、そちらの説明をさせていただきたいと思います。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 ありがとうございます。他に質問等はありませんか？
(質疑なし)
ないようですので、次に進みます。

【議事】

- 議 長 それでは議事に入ります。
議案第1号「許可後の計画変更承認申請について」
を議題とします。申請は1件です。議案集21ページです。
- 議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
2番について、朝比奈地区の委員の方をお願いします。
(朝比奈地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございますか？
(質疑なし)
質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第1号は、原案のとおり承認することに
賛成の方は挙手でお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、原案のとおり承認します。
- 議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は4件です。議案集22ページです。
- 議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
38番について、瀬戸谷地区の委員の方をお願いします。
(瀬戸谷地区 委員 説明)

4 1 番・4 2 番について、広幡地区の委員の方をお願いします。

(広幡地区 委員 説明)

4 3 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。

(高洲地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第 2 号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

を議題とします。申請は 4 件です。議案集 2 4 ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

4 7 番について、瀬戸谷地区の委員の方をお願いします。

(瀬戸谷地区 委員 説明)

議 長 4 8 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議 長 4 9 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。

(高洲地区 委員 説明)

議 長 5 0 番について、朝比奈地区の委員の方をお願いします。

(朝比奈地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第 3 号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 4 号「非農地証明申請に対する交付について」

を議題とします。申請は 3 件です。議案集 2 5 ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

議長 27番について、瀬戸谷地区の委員の方をお願いします。

(瀬戸谷地区 委員 説明)

議長 28番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議長 29番について、朝比奈地区の委員の方をお願いします。

(朝比奈地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

委員 あんまり頭が働いてなくて、今回の審議よくわからないものばかりなんですけど、過ぎたものはいいとして、27番ですよ。昭和51年に住宅敷地をって言うんですけど、たぶん困ってあるところって、個人でDIYして作ってあると思うので、昭和51年とかは全然関係ないと思うんですよ。どうなんだろうと気がするんですけども。中をのぞいてみたら手作り感満載だったもんですから、これ建築申請して作ってないと思ったもんですから、そこらへんどうなんでしょう？

事務局 書類の中では届出はちゃんとされてあったんですけども、建築申請。部屋があの
中であって・・・

委員 まあそうなっているのでしたらそれでいいです。はい。

(少し雑談)

事務局 ごめんなさい。もともとこっこのほうに建物があって、そのあとの51年の時に母屋の方が建築されたので、なので51年以前からこの建物があつた。

事務局 あの母屋について、昭和51年に建築確認申請がなされていて、母屋の方は適法な建物で建てられています。その建築確認申請の書類にですね、今非農地証明の対象となっている付属屋の部分が既存建物ということで、もう記載がされていました。法的書類に載ってしまっているの、既存の建物として。ですのでこれは公のものとして認めざるを得ないという判断でございます。

委員 まともに考えて建築基準法的に建ぺい率というか、何だったかな？敷地に対する建物の面積が90%以上あるような気がするんですけど、それでもとってしまうのですか？

事務局 ●●委員のご指摘はごもっともなんですけど、本件についてはその建築基準法の建ぺい率云々っていうのは、それは非農地証明の証明基準で審議することではないもんですから、あくまでも建物敷地として使用されていて、もうすでに農地として復元が困難であるということが証明基準になってくるので、ご指摘のところごもっともかと思うのですが、それについて指摘をして証明できないというのは難しいもんですから、事務局としては証明相当として判断しているというところでございます。

委員 了解しました。言ってみただけです。

議長 あくまでも建ぺい率というのは農業委員会には関係ないので、この非農地証明と

して出てきた関係ですから、建ぺい率がどうのこうのって言っても、私たちの範疇外なので・・・。

他に質疑等ございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第4号は、交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とします。農地中間管理事業による促進計画は60件です。

議案集26ページです。

なお所有権移転はありません。

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があればお願いします。

(説明がなければ)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はありますか？

委 員 267番ですが、この家の方は農業をやっていないじゃ？

事務局 ●●さんですか？はい。有機栽培をお仲間とやっているもんですから、この前は相対で借りてやっていたんですけど、中間管理に切り替えになりました。

委 員 旦那さんとやってる？

事務局 いえ、有機栽培のお仲間とやっていらっしゃる。

議 長 他にございませんか？

委 員 269番からその下の●●さん、同じ施設ハウスを借りていながら、269番は8万円でこっちは0円で双方がよければよろしいですが、あまりにも違うなと思ひまして。確認ですけど、双方がそれでよければいいんですが、まあ田んぼをタダで借りるのと違って、これを見ると10年ハウスを建てて貸せる、うちのほうにも新規就農でイチゴを借りてやるのにタダってことはないもんですから、その辺がどうなっているのかな？って思ひまして。

事務局 あの実際には賃料は発生しているかと思うんですけど、会社の営業上、中間管理にっていうよりも、直接本人とずっとやっていたのでと聞いております。賃料は発生しているようです。

議 長 よろしいですか？

委 員 はい。双方が良ければそれで。

議 長 他にご質問はございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑等を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第5号について意見なしとすることに賛成していただける方は挙手でお願いします。

(挙手)

それでは、賛成多数ですので意見なしで公社に報告します。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和8年1月総会を閉会とします。

～15:00

以上のおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人